

第5章

緑の推進施策の方針

第5章 緑の推進施策の方針

計画の基本理念及び将来像を実現するため、緑の基本計画の具体的な施策を展開します。施策の体系について以下に示します。

〈緑の基本計画 施策体系図〉



1. 「緑を守る」における推進施策の方針

緑の推進施策について整理します。

基本方針	施策(大項目)	重点施策	施策(小項目)	具体的な施策	現状の取り組み	
(1)ふるさとを感じる緑を守り活かせます	施策1 森林の保全と活用	●	ア)森林環境の保全・再生を図ります	*森林施業との連携	*保安林の指定(山梨県) *地域森林計画対象民有林(山梨県) *地域の里山林、学校林	
				*緑のボランティアの活動促進	*緑のボランティア	
		イ)県立公園の機能の拡充、整備を県に要請する等、森林文化の創造を進めます	*山梨県への機能拡充の要請			
		●	ウ)森林資源の保全と活用を図ります	*やまなし森づくりコミッションとの連携(企業の森)	*企業の森(やまなし森づくりコミッション)	
			*グリーンツーリズムの取り組み	*武田の杜でのイベント(山梨県) *山岳観光地美化活動		
	施策2 農地の保全と活用	ア)優良農地を保全します		*農地の基盤整備の促進	*優良農地の保全、耕作放棄地対策	
				*優良農地の保全	*優良農地の保全、耕作放棄地対策	
				*耕作放棄地再生計画の推進	*優良農地の保全、耕作放棄地対策	
		イ)耕作放棄地の解消と有効活用に努めます		*農地銀行の活用促進	*優良農地の保全、耕作放棄地対策	
				*耕作放棄地対策の推進		
ウ)農業に親しむ機会を増やします			*企業の農園づくり	*企業の農園づくり(山梨県)		
		*市民農園の拡充整備	*市民農園整備事業			
		*食育教育、環境教育の場としての活用	*物産施設でのキッズキッチン等			
(2)水と緑が調和する環境を守り活かせます	施策3 水辺の保全と活用	●	ア)荒川での花と緑の景観づくりを推進します	*親水空間や桜並木、遊歩道の整備促進		
					*市民との協働によるナデシコ群生地拡大、維持管理	*ナデシコ群生地
					*市民との協働によるフラワーロード設置事業の拡大、維持管理	*フラワーロード事業(ボランティア・直営)
					*景観条例や風致地区条例等の運用による河川景観に配慮したまちづくりの推進	
	イ)水辺環境の維持保全に努めます	*親水空間の整備、拡充及び維持管理 *湯村温泉での親水空間の整備	*親水空間の整備(山梨県) *湯村温泉 魅力づくりの取り組み			
	ウ)湖沼の保全と親水空間の整備を推進します	*景観に配慮したサイン等の整備				
	(3)歴史・文化を伝える緑を守り伝えます	施策4 歴史・文化を伝える緑の保全・育成	●	ア)保存樹木の保全と景観重要樹木の指定を推進します	*維持管理の助成制度の推進 *保存樹木の維持管理の促進 *景観重要樹木の指定推進 *市民への公開制度の推進 *銘木の紹介やPRの推進	*保存樹木の指定、管理 *景観重要樹木の公募
イ)歴史を伝える遺跡や史跡等の緑を保全します				*遺跡等を活用した周辺の修景整備	*史跡武田氏館跡の整備 *歴史公園の整備	
施策5 風土や動植物の生息環境の保全・活用		ア)身近な樹林地の保全と活用を推進します(市民緑地制度の活用)	*市民緑地制度を活用した土地所有者との契約締結、維持管理の支援			
		イ)周辺の森林や里山を守ります(保全配慮地区制度の活用)	*保全配慮地区の指定			
施策6 自然に親しみながら緑を学ぶ環境づくり		ア)自然と親しむ場の維持・保全と活用を図ります	*休憩施設、眺望スポット、散策路の整備 *ニューツーリズムの取り組み検討	*武田の杜森林セラピーの認定に向けた取り組み(山梨県) *ニューツーリズム		
		イ)緑の環境教育を充実します	*環境学習(太陽エネルギー体験教室、キッズISO) *学校林 *やまなし森づくりコミッションによる森林体験 *食育教育(キッズキッチン)	*環境学習 *学校林(緑化推進会議) *緑の少年隊活動 *自然観察会の実施(やまなし森の教室)(山梨県) *森林・林業体験の実施(やまなし森の教室)(山梨県) *食育の取り組み		

網掛けは重点施策

基本目標

緑を守る

基本方針

(1) ふるさとを感じる緑を守り活かします

施策1

森林の保全と活用

本市は、甲府盆地の中央部に位置し、北と南の森林に囲まれています。この森林は、緑のダムとして下流に安定的に水を流す仕組みを持ち、水害や土砂災害、山崩れを防ぐとともに、野生動物の保護、大気浄化など暮らしに重要な役割を果たしています。

将来にわたり、森林の保全を永続的に続けるために、制度拡充を検討します。

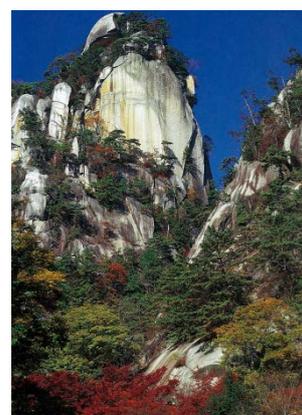
ア) 森林環境の保全・再生を図ります

本市を取り囲む森林は、水害や土砂災害、山崩れを防ぎ、雨水を蓄え清流を生み出す水源涵養機能など、私たちの生活にとって重要な役割を担っています。

荒川流域を抱える北部に連なる森林や、その多くが水源林に指定されている南部の森林については、今後も森林法に基づく保安林や地域森林計画対象民有林の指定継続による維持保全を図るとともに、森林整備の方針に沿って適正な管理や森林施業を行い、森林機能の維持回復に努めます。

また、御岳昇仙峡一帯の秩父多摩甲斐国立公園の指定区域については、国立公園管理計画に基づいて行う保護や利用の管理に協力し、生物多様性機能を担う森林の保護に努めます。

さらに、森林観光の拠点である昇仙峡周辺では、森林の美しさが映える景観形成を図ります。



国の特別名勝 御岳昇仙峡

イ) 県立公園の機能の拡充、整備を県に要請する等、森林文化の創造を進めます

市街地を取り囲む森林や里山では、自然観察や森林レクリエーションに親しむ場として、武田の杜などを自然レクリエーション拠点として機能拡充を山梨県に要請します。



武田の杜（健康の森）

ウ) 森林資源の保全と活用を図ります

本市では、やまなし森づくりコミッションによる森林整備協定の取り組みをはじめ、民間企業の植林事業（企業の森）や、植林活動などが進められています。

また、学校林や環境教育など、緑や自然環境への理解を深める取り組みが進められています。

公益森林（水源かん養林）の整備促進を図り、水源確保のため、手入れのいき届かない民有林については、やまなし森づくりコミッションと連携し、「企業の森」などの誘致を推進するとともに、森林の重要性を認識する啓発活動や、フォレストサポーター制度等のボランティア活動の促進を図ります。

また、市民や観光客が森林の自然に親しむことができるようグリーンツーリズムの取り組みを進めます。



善光寺の森での植樹活動

基本方針	(1) ふるさとを感じる緑を守り活かします
施策2	農地の保全と活用

農地は、作物の供給だけでなく、本市の原風景を形づくる田園や果樹園風景としての役割も担うとともに、生き物の生息空間や保水機能・遊水機能による水害の防止、文化の継承など様々な機能を持っています。

本市では、農地存続や再生のために様々な施策を展開していることから、今後ともこれらの取り組みを進め、農地の保全と活用を図ります。

ア) 優良農地を保全します

本市の集約的農地は、市街地をコの字型に取り囲む形で分布しており、特に南部平坦地に広がる野菜畑をはじめ、東部山付きのブドウ畑や北部の水田、南部丘陵地帯のモモ・スモモ畑は傾斜地を巧みに利用し、景観豊かな緑地帯としての機能を保っています。

農地は、生産基盤だけでなく、郷土景観を構成する要素であり、保水性の確保や多様な生物の生息など、環境保全を含めた多面的な機能を持つ身近な自然です。

緑地及び生産の場としての役割を持つ優良な農地を保全するため、甲府市農業振興計画に基づき、生産環境整備や担い手育成、耕作放棄地対策などを推進し、優良農地の計画的な保全に努めます。



優良な景観を形成する農地

イ) 耕作放棄地の解消と有効活用に努めます

本市では、農地銀行や担い手対策などによる耕作放棄地解消の取り組みを進めており、平成 21～23 年には 50ha 以上の耕作放棄地を解消しました。

今後も、関連部局と連携し人づくりや農業基盤整備を進め、引き続き耕作放棄地の解消に努めます。

また、山梨県が実施する「企業の農園づくり」により、帯那地区の菜の花プロジェクトや、民間企業による農業系アイドルの活用など、企業と農村との連携・交流を深め、農業を通じて地域を元気にする取り組みを進めます。



菜の花プロジェクト

ウ) 農業に親しむ機会を増やします

市民が農業に親しむ場として、様々な団体が主体となる市民農園の拡充を進めます。特定農地貸付法に基づき市が開設する市民農園については、貸付契約終了に合わせ、個人などにより開設する市民農園に移行すべく、地主等への指導・支援を行います。

また、小曲市民農園については、従来の目的を継承しつつ、新たな役割（例えば新規就農支援など）を担う形の市民農園として引き続き開設運営を行います。

さらに、市内の南部地域では地元の農産物を使った料理教室や農業体験・収穫体験などを行っており、地産地消や食育、スローフード等の志向の高まりを踏まえ、これらの取り組みを支援します。



風土記の丘 農業体験

基本方針	(2) 水と緑が調和する環境を守り活かせます
施策3	水辺の保全と活用

本市では、森林からの清流や湧水、大小の河川や水路など多様な水辺が見られます。特に荒川は、水と緑にふれあえる場の整備と活用が進んでおり、遊歩道やサイクリングロードが整備され、フラワーロード設置事業やナデシコ群生地の取り組みなど、本市における花と緑づくりの拠点となっています。

今後も地域住民との協働により、これらの取り組みを進めます。

ア) 荒川での花と緑の景観づくりを推進します

本市を縦断する荒川は、市街地に身近な水辺空間として、散策やサイクリング・グラウンドゴルフなどの市民のレクリエーションの場となっています。

今後も、多様なレクリエーション需要に応え、計画的な整備や活用の見直しを図ります。

また、桜並木やナデシコ群生地など花と緑づくりが進められており、今後も市民との協働による花の景観づくりを進めながら、その周辺地域においても荒川の景観に配慮したまちづくりを推進します。



多様なレクリエーションの場である荒川

イ) 水辺環境の維持保全に努めます

市街地を貫流する濁川、貢川などの主要河川では、水害防災の観点から多くがコンクリートで覆われているため、流水の地下浸透機能が低下しており、水量の急増による都市洪水や、水辺空間から人や生き物を遠ざけることが懸念されます。

河川の自然な護岸や水域を保全するため、多自然型工法による改修を関係機関に要請し、生態系にとって貴重な水辺の生息空間を確保します。

また、河川改修に併せた親水空間の整備を進め、身近に水辺と接することのできる環境整備や、観光面での活用を図ります。

さらに、ホテルなどの生息が確認される相川等の河川については、生息域の維持保全の取り組みに努めるとともに、一部、粗放的管理を行うことで、魚や植物・鳥の住める環境に配慮し、豊かな自然を残す水辺の保全に努めます。



自然が残る相川

ウ) 湖沼の保全と親水空間の整備を推進します

本市の観光地である千代田湖、能泉湖、芦川溪谷などでは、山並みや水辺景観に配慮しながら、標識・看板、建造物の築造、ゴミの不法投棄の防止を進め美しい景観の保全を図ります。



豊かな緑と水辺景観の能泉湖

基本方針	(3) 歴史・文化を伝える緑を守り伝えます
施策4	歴史・文化を伝える緑の保全・育成

本市には、古くから人々が暮らしてきた息吹を感じることのできる遺跡や史跡が点在し、神社仏閣も多く存在します。これらの資源は大切な財産です。

これらと一体となった緑については、甲府の歴史と文化を伝える緑として保全と活用を図ります。

ア) 保存樹木の保全と景観重要樹木の指定を推進します

ふるさとの名木として、甲府の長い歴史と文化の中で生き続け、健全でかつ樹容が景観上特に優れている樹木である「保存樹木」は、市民と協力しながら保全に努めています。しかし、枯死などにより樹木が減少していることから、土地所有者の理解と協力を得ながら、樹木の保全を積極的に図るための制度の充実を検討します。

また、健全で樹容が優れている樹木だけではなく、地域のシンボルとして親しまれている樹木や優れた景観を形成している樹木について、「景観重要樹木」としての指定を推進します。

保存樹木や景観重要樹木は、市民の財産であることのPRや市民への公開を進めます。



市の木「カシ」

イ) 歴史を伝える遺跡や史跡等の緑を保全します

市内では、古墳などの遺跡や甲府城跡等の全国的に有名な史跡や、甲府五山、甲斐善光寺等の神社仏閣が多く分布しています。

また、塩部寿のフジ、玄法院のイチョウ、岩窪のヤブサウメなど植物の天然記念物も多く分布しています。

これらの緑に関わる文化財の指定を継続するとともに、維持管理に関わる補助制度などを活用しながら市民との協働による維持管理の充実を図ります。

また、歴史を伝える地域に埋もれた資源を活用し、公園利用や特徴ある景観スポットとしての活用を検討します。

戦国大名居館と城下町の遺構が良好な状態で残っている史跡武田氏館跡とその周辺一帯については、生きた歴史に触れ、遺跡を含む自然環境を守っていくため、史跡武田氏館跡整備基本構想・整備基本計画との整合性を図りながら、学校教育や生涯学習の場として、さらには散策憩いの場としての整備・活用を検討します。



塩部寿のフジ



史跡武田氏館跡（イメージ図）

基本方針	(3) 歴史・文化を伝える緑を守り伝えます
施策5	風土や動植物の生息環境の保全・活用

市街地の周辺に残る樹林地や里山は、人の手で作り出された身近に自然を感じさせる貴重な緑であり、自然の豊かさを演出する景観要素となっています。また、市街地やその周辺の平地では、屋敷林などのまとまりある樹林地が点在しています。

しかし、土地利用の転換や山林事業の衰退などにより、樹林地の減少や里山の荒廃が目立ちつつあります。

このため、樹林地や里山については、身近に緑とふれあえる空間として活用を図ります。

ア) 身近な樹林地の保全と活用を推進します（市民緑地制度※の活用）

市街地や集落地・神社仏閣の周辺に位置する樹林地や屋敷林、社寺林、学校周辺の樹木、雑木林などは、身近な自然や生態系を維持する中で重要な役割を果たしています。

このような樹林地を残していくため、学校教育との連携や地域の自主的な保全活動などを通じて大切に守り活用していくことが重要です。

雑木林や社寺林などのまとまった樹林地については、「市民緑地制度」を活用し、土地所有者と協力しながら、良好な樹林地や自然景観を残すとともに、自然とのふれあいの場や環境学習の場として、市民との協働による活用を検討します。

また、防災や景観形成、生物多様性の視点による市民緑地の指定も検討します。

※市民緑地制度：都市内において緑とオープンスペースを確保していくには、民有地の緑化や都市内に残された緑地の保全を図り、これらを市民の利用に供する緑地として確保していくことが重要です。

市民緑地制度は、土地等の所有者が自らの土地を市民の利用に供する緑地または緑化施設として提供することを支援・促進し、緑の創出と保全を推進することを目的に、所有者と市が契約を結んで、市民の利用に供する緑地または緑化施設（市民緑地）を設置・管理するという制度です。

イ) 周辺の森林や里山を守ります（保全配慮地区制度※の活用）

近年、地球温暖化やヒートアイランド現象などにより緑の重要性が高まっています。緑は温度を下げたり水を蓄えたり、環境負荷の軽減や調節に寄与しています。周りを山で囲まれ市域の6割以上を森林で占められている本市では、特に顕著な環境問題は感じられませんが、豊かな環境を守っていくためにも、まとまった緑を保全していくことが重要です。

そのため、甲府市森林整備計画や21世紀水源保全計画などの計画と連携を図り、森林や里山の保全を図るため、特に優れた風致環境や生態系の保全、自然とのふれあいの場、美しい郷土景観をつくり出している緑地については、「保全配慮地区制度」を活用して保全に努め、将来的には、市民緑地制度の締結や緑地保全地域等の指定を検討します。

※保全配慮地区：市民緑地や条例による保全措置等により、緑地の保全を図るべき必要が認められたものについて定めることとなっており、緑地の現状や市民ニーズ、土地所有者の意向等を考慮しながら柔軟な保全措置が可能です。

基本方針	(3) 歴史・文化を伝える緑を守り伝えます
施策6	自然に親しみながら緑を学ぶ環境づくり

ア) 自然と親しむ場の維持・保全と活用を図ります

本市には、市街地背後に広がる豊かな森林や里山・水辺など、自然に親しむことができる空間が多くあります。

溪谷美日本一の御岳昇仙峡や、能泉湖（荒川ダム）、千代田湖、山梨百名山に指定されている金峰山や滝戸山、羅漢寺山などの自然レクリエーションについては、自然環境の維持保全と併せて、休憩場所、眺望スポット、アクセス性の向上等の整備を進めるとともに、ハイキングイベントや、トレイルランニング等、豊かな自然とふれあうイベントを推進します。

また、市街地近くに位置する武田の杜については、キャンプ場、登山道・ハイキングなどの体験施設の維持管理について、関係機関に要請します。

さらに、山梨県内で広まっているニューリズム※の動きと連携しながら、森林セラピーやグリーンツーリズム、ワインツーリズムの取り組みを検討します。



武田の杜 癒しの小道



武田の杜
トレイルランニングコース



マウントピア黒平

※ニューリズム：山梨市西沢溪谷の森林セラピー基地や、北杜市清里の森を利用した癒しのプログラム「森林療時間」等、健康や癒しをキーワードにしたヘルスツーリズムの取り組みが始まっています。また、農業体験ツアーや都市農村交流といったグリーンツーリズム、ワイナリーをめぐるワインツーリズム等の取り組みがみられます。

イ) 緑の環境教育を充実します

本市では、小学校でのビオトープの取り組みや、学校林を活用した野外学習活動、緑の少年隊活動、相川でのホテルの生息環境づくり、やなまし森づくりコミッションによる森林体験、保育園や幼稚園における環境教育学習、太陽エネルギー体験教室、キッズISO、キッズキッチンなど、様々な環境学習や食育に関する取り組みを進めています。

本計画では、将来像の一つとして、「甲府の原風景を形成する緑が受け継がれるまち」を掲げています。郷土が誇る緑や環境を、自然の重要性を理解しながら、未来を生きる子どもたちとともに育んでいく環境教育はとても重要です。

そこで、各種機関と連携しながら、教育の場における緑の環境教育の充実を図ります。



キッズキッチン
(甲州地どり市場)



学校林活動（北東中学校）

2. 「緑でもてなす」における推進施策の方針

基本方針	施策(大項目)	重点 施策	施策(小項目)	具体的な施策	現状の取り組み
(4)ふれあいを感じる花と緑をつくります	施策7	もてなしの花と緑づくり	● ア)もてなしを演出する花の道づくりを推進します	* 花壇、フラワーポット等の設置	* 荒川フラワーロード事業 * フラワーポット設置 * 花いっぱい、緑いっぱい運動
			● イ)市民のもてなしと交流の取り組みを後押しします	* オープンガーデニングの推進 * 花づくりのアドバイス、講師派遣	
			● ウ)ガーデニング講習会を開催します	* ガーデニング講習会の開催	* 緑化教室の開催
			● エ)花のまちかどづくりを推進します	* まちの杜、ポケットパークの花・緑づくり * 花壇、フラワーポット等の設置	* 花いっぱい、緑いっぱい運動
(5)もてなしの水と花と緑のネットワークをつくります	施策8	もてなしの水と花と緑の遊歩づくり	● ア)道路の緑化と花づくりを推進します	* 緑化基準の見直し	
				* 植樹スペースの確保 * 植樹マスでの花づくり	* 街路樹の整備
				* フラワーポットの設置	* フラワーポット設置 * 花いっぱい、緑いっぱい運動
				* 市民との協働による街路樹の維持管理の推進	
				* 維持管理に関する指針の見直し	
			● イ)河川や水辺の緑化や花づくりを推進します	* 河川沿いの花づくり	* 荒川、貢川、濁川等の桜並木の維持管理(山梨県等)
				* 親水空間の整備、拡充	* 親水空間の整備(山梨県)
			ウ)地域の緑や歴史・文化資源を結ぶ散策路(フットパス)のネットワークづくりを推進します	* 散策ルートでの沿道緑化	* 街路樹の整備 * フラワーポット設置
				* 新規散策ルートの検討	* フットパスコースの検討(観光協会) * 観光モデルルート(甲府遊歩)の検討
				* 景観に配慮した案内サインの整備	
● エ)歩きながら甲府市を体感するイベントを充実します	* ウォークラリー、自然観察会等のプログラムの充実 * コンシェルジュ育成による関係機関との連携強化	* 観光ボランティアの育成(山梨県、甲府市観光協会) * フットパスの案校によるフットパスのコースコンシェルジュの発見、育成(観光協会)			

網掛けは重点施策

基本目標

緑でもてなす

基本方針	(4) ふれあいを感じる花と緑をつくります
施策7	もてなしの花と緑づくり

本市の市街地は緑が少なく、まちづくりの課題となっています。

日照時間は長いため、花や緑を育てやすい環境であると考えられます。今後は、道路などの基盤整備にあわせた花と緑の創出や施設の緑化推進等、様々な手法によって花と緑によるもてなしのまちづくりを進めます。

ア) もてなしを演出する花の道づくりを推進します

武田神社や舞鶴城公園などの、本市の観光拠点につながる道を散策する観光客が見受けられます。花の季節や、夏の果物収穫時期、秋の紅葉など、季節を通じて多くの観光客が訪れます。

甲府駅周辺では、「甲府遊歩」として歴史を感じる散策路が設定されており、歩きやすい道づくりや景観整備を行っています。また、観光ボランティアによる歴史探索の活動や、道沿いの花づくりなどが行われています。

今後も、主要な観光地や各拠点では花によるおもてなしの風景づくりを推進します。

地域のメインストリートとなる平和通り・武田通りなどの主要道路や荒川等の河川沿い、本市の交通結節部となるインターチェンジ等において、花の植栽や花壇・フラワーポット等を設置します。また、市街地周辺部の道路では、沿道での花の植栽を促進し、歩く楽しみのある道づくりを進めます。



武田通りを彩る桜と菜の花

イ) 市民のもてなしと交流の取り組みを後押しします

本市では、フラワータウンづくり事業の一環として、新入学、新築などの記念に記念樹や花の種を配布しています。

今後も花や木に親しむ意識啓発として、配布の継続・普及を図ります。

また、身近な花や緑づくりとして、個人の庭や玄関先などで花や緑づくりが行われています。身近なおもてなしの取り組みとして、個人の庭や玄関先を一般公開するオープンガーデニングへの取り組みを検討します。

さらに、住宅地では、庭木の植栽やしげ垣の設置、フラワーポット・鉢植えの設置のアドバイスなど、通りから目に映る花と緑づくりを支援し、おもてなしや交流を育む自主的な取り組みを後押しします。



個人宅の庭の豊かな緑

ウ) ガーデニング講習会を開催します

公共空間や民有地における、花壇の設置や維持管理の方法、美しい庭づくり、ベランダや玄関先での花づくりなど、誰もが気軽にガーデニングを楽しむことができる知識や技術を普及するため、専門家による講習会や生涯学習の講座等を開催します。

エ) 花のまちかどづくりを推進します

本市では、開発事業に伴い設置された緑地や公園を「まちの杜」に指定し公共空間として活用しており、植栽やベンチなどを設置し、まちかどにうるおいと安らぎの場を提供しています。

今後も、これらのオープンスペースを活用して、沿道に彩りをそえるまちなかの花と緑づくりを進めます。

また、多くの人が利用する新庁舎や甲府駅・駅前広場及び市街地にある公園・緑地などの公

公共施設において、関係機関と協議のうえ協働の取り組みを図り、花壇やフラワーポットの設置やポケットパーク・緑地の整備等により歩行者の休息の場や憩いの空間を確保し、うるおいのあるまちづくり景観を創出します。

さらに、山梨県立図書館、山梨県防災新館などの県施設については、緑のうるおいを感じつつ人が集うにぎわいの場としてイベント等における協働の取り組みを進めます。



甲府市新庁舎の植栽と屋上緑化



山梨県立図書館の壁面緑化



新庁舎中庭の緑地



山梨県防災新館（紅梅デッキ・県民ひろば）

基本方針	(5) もてなしの水と花と緑のネットワークをつくります
施策8	もてなしの水と花と緑の遊歩づくり

ゆとりある歩行空間を確保するため、街路樹の整備と併せて、沿道民有地の緑化を進め、市民との協働による緑のネットワークを形成します。

ア) 道路の緑化と花づくりを推進します

道路の緑は、連続性のある緑の軸となって、市街地でのうるおいある景観をつくる身近な緑です。市内では、路線ごとに特徴あるケヤキやハナミズキなどの街路樹がみられます。

街路樹は、災害時の延焼防止や避難路の確保といった、市街地における防災上の観点からも重要な緑となります。

本市では甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例による道路の緑化基準に則り、緑化を進めてきました。

しかし、街路樹の成育環境は必ずしも十分に配慮されているとは言えず、幅員の狭い道路などでは管理しにく



市内のハナミズキと花壇

く課題となっています。

うるおいある街並み景観の形成や、防災能力の向上（延焼遮断、建物倒壊から道路の機能を守るなど）を図るためにも、新たな都市計画道路の整備に際しては、緑化スペースの確保に努めます。

また、国道や県道については、緑豊かな道路空間の整備を関係機関に要請します。

さらに、既設の街路樹については、適切な維持管理を行うため、市民との維持管理協定の締結や、植樹マスでの花壇づくりなど協働による維持管理に努めます。

イ) 河川や水辺の緑化や花づくりを推進します

荒川や貢川、濁川などでは、桜並木が続いており、四季の風景を楽しみながら水辺を散策することができます。

多くの河川が流れる本市では、川沿いの花や緑づくりをつなげることで、もてなしの風景が効果的に演出されます。

そこで、市街地や集落地を流れる河川沿いでの緑化や花づくりを進めるとともに、河川改修に併せて親水空間や多自然型工法による整備について関係機関へ要請します。



濁川の桜並木

ウ) 地域の緑や歴史・文化資源を結ぶ散策路（フットパス※）のネットワークづくりを推進します

山梨県下では、NPO団体が主体となりフットパスガイドブックを作成しています。

これらの取り組みと連携しながら、史跡や公園、観光農園や果樹園など、本市の観光資源を沿道の緑化や誘導サイン等で結び、本市を回遊するフットパスづくりを推進します。



湯村温泉郷れきし散歩
（塩澤寺の舞鶴のマツ）

※フットパス：イギリスを発祥とする“森林や田園地帯、古い街並み等地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径（こみち）【Path】”のこと。日本では、各地域で特徴を活かした魅力的なフットパスが整備されています。本市では、つなぐNPOが各種団体と協働で作成したまちミューガイドブックに約50コースが紹介されています。

エ) 歩きながら甲府市を体感するイベントを充実します

歴史散策路や緑道、ハイキングルートなどにおいて、甲府の歴史や自然の素晴らしさを伝えるイベントが開催されています。また、魅力ある甲府の歴史・文化・特産品の観光資源を紹介するボランティアガイドの取り組みも行われています。

今後も、「甲府市の素晴らしさ」を伝えるコンシェルジュ（案内人）を増やすため、人材の育成に努めます。



コンシェルジュチーム
（チームゆづか・県立大学生）

3. 「緑をつくる」における推進施策の方針

基本方針	施策(大項目)	重点 施策	施策(小項目)	具体的な施策	現状の取り組み		
(6)愛される公園緑地をつくり ます	施策9 都市公園 等の機能 の拡充		ア)市の核となる公園の機能を拡充 します	*拠点となる公園の機能拡充	*公園整備 *公園の維持管理		
				*拠点公園での植栽や花づくりの推進	*公園整備 *公園の維持管理		
			●イ)地域の活動拠点となる公園整備 を推進します	*地域の活動拠点となる公園の機能充実 *公園未整備区域のあり方の検討	*公園整備 *公園の維持管理		
			●ウ)歩いて行ける身近な公園・広場 の拡充を推進します	*身近な公園の整備推進 *公共施設等の複合的な活用の推進	*公園整備 *公園の維持管理 *まちの杜の指定		
	施策10 愛される公園 緑地づく り		●ア)維持管理の充実を図ります	*市民との協働による公園の維持・管理の充実	*公園の維持管理		
			●イ)市民参加による公園・緑地の再 整備を図ります	*市民との協働による公園の再整備			
			ウ)歴史、環境学習の場として活用 します	*緑化活動や歴史・環境学習の場としての取り組み の推進			
			エ)ユニバーサルデザインや防犯に 配慮した公園整備を推進します	*公園のユニバーサルデザイン化の推進 *防犯に配慮した街灯の設置、樹木伐採など	*公園整備 *公園の維持管理		
			●オ)防災機能の強化を図ります	*既存公園での防災機能の充実			
(7)やすらぎの ある身近な緑 をつくります	施策11 緑のまちづ くりの拠点 となる公共 施設の緑 化		●ア)公共施設で緑化モデルとなる取 り組みを推進します	*まちなみのポイントとなる植栽の推進 *公共施設の緑化基準(緑化方針)の作成推進 *緑のカーテンづくり運動の推進	*フラワーポット設置 *花いっぱい、緑いっぱい運動		
			●イ)学校施設での緑化を推進します	*緑のカーテンづくり運動の推進 *学校の体験農園づくり *学校の花壇づくり	*緑のカーテンづくり運動 *物産館等での体験農園の取り組み *緑の少年隊活動		
			施策12 緑豊かな 空間をつ くるまちな かの緑化		●ア)個人の庭等の緑化を支援します	*生け垣設置制度の継続 *民有地における沿道緑化の推進 *花いっぱい運動の推進 *オープンガーデニングの推進 *緑のカーテンづくり運動の推進	*生け垣設置助成事業 *花いっぱい、緑いっぱい運動 *事業所等緑化助成事業 *花いっぱい、緑いっぱい運動
					●イ)商店街での緑化を支援します	*商店街の緑化推進 *事業主への協力要請の促進 *緑のカーテンづくり運動の推進	*事業所等緑化助成事業 *花いっぱい、緑いっぱい運動 *緑のカーテンづくり運動
					●ウ)工業地での緑化を支援します	*事業所内の緑化推進 *工業団地での緑地協定の締結促進 *緑のカーテンづくり運動の推進	*緑のカーテンづくり運動 *生け垣設置助成事業
	施策13 開発事業 における緑 化の推進			●ア)開発事業における緑化を推進し ます	*まちの杜推進事業の取り組み促進 *壁面緑化、屋上緑化への取り組み推進	*まちの杜推進事業	
				イ)地区計画や緑地協定、建築協 定等の制度の活用を検討します	*地区計画の指定 *緑化率条例制度の活用検討 *緑地協定の活用検討 *建築協定の活用検討	*都市計画の決定	

網掛けは重点施策

基本目標	緑をつくる
基本方針	(6) 愛される公園緑地をつくります
施策9	都市公園等の機能の拡充

人口一人当たりの都市公園面積は、平成23年度で12.6㎡であり、これは、国で示す数値を上回っていますが、市民アンケート（甲府市都市計画マスタープランアンケート）では、公園の整備状況における満足度は低い状況です。

人口減少・超高齢社会を背景に、新たな公園整備の考え方により子供や高齢者にとって利用しやすい身近な公園配置や避難場所としての機能拡充など、市民ニーズに応える必要があります。

このため、本市では既存の公園整備の機能拡充や公共施設の有効活用など第4章で示す「都市公園の整備方針」に基づく公園等の整備を進めます。

ア) 市の核となる公園の機能を拡充します

緑の拠点に位置づけられている甲府城跡（舞鶴城公園）、甲府市歴史公園、史跡武田氏館跡、愛宕山広域公園、曾根丘陵公園、芸術の森公園、小瀬スポーツ公園、緑が丘スポーツ公園については、関係機関に要請しつつ機能の拡充と魅力づくりを推進します。



舞鶴城公園（特殊公園）

イ) 地域の活動拠点となる公園整備を推進します

地域の核となる都市公園（近隣公園、地区公園）では、再整備の際に、公園の役割として期待されているレクリエーションや防災、景観などの機能において不足する機能拡充に努め、地域に必要な公園整備を進めます。

一方、長期未整備となっている北西公園（地区公園）及び羽黒公園（近隣公園）については、周辺の都市施設の整備状況、公園や緑地の配置及び既存の公共施設の有効活用などを勘案した上で、地域住民の合意形成を図りながら、廃止を含めた見直しについて総合的に検討します。



池田公園（近隣公園）

ウ) 歩いて行ける身近な公園・広場の拡充を推進します

市内には、街区公園のほか、ちびっこ広場、まちの杜など歩いて行ける身近な公園の整備が進められています。

既存の公園や広場の充実と併せて、必要とされる地域においては、適切な公園配置や整備を検討します。

また、公園以外にも、神社境内や道路や河川などの整備後の残地、公共施設やレクリエーション施設等を活用して、歩いて行ける身近な緑の空間を確保します。

基本方針	(6) 愛される公園緑地をつくります
施策 10	愛される公園緑地づくり

身近な休息の場であり遊び場である公園は、誰にとっても安心できる空間であるとともに、心地よく使いやすい施設であることが重要です。

また、災害時における避難空間としての機能を確保することも求められます。

これからの公園づくりでは、公園の機能や使い勝手を見直しながら、防犯性や防災性を高め、安全で安心な愛される公園の整備を進めます。

ア) 維持管理の充実を図ります

市内の街区公園の多くは、自治会や愛護会などにより維持管理や清掃等の活動が行われています。

引き続き既存制度の活用と拡充を図るとともに、地域による自主的な管理の検討やボランティアの育成、定期的な清掃など、市民や企業との協働による公園緑地の維持管理を促進します。



愛護会で管理されている公園

イ) 市民参加による公園・緑地の再整備を図ります

市内に身近な公園として街区公園が38箇所整備されていますが、施設の老朽化が進むなどあまり活用されていない公園がみられます。

災害時や緊急時において、いざという時の避難空間としての意識付けができるよう、日常的な集いや協働作業の活動などを通じて、安全で安心な空間として認識するため、愛着がもてる公園づくりを進めます。

また、必要に応じて施設の改善を図る際は、地域住民との協働により公園利用のあり方について検討するため、ワークショップなどの市民参加型の手法を導入し、市民の意見を反映した愛される公園づくりを進めます。



自治会で愛されている公園

ウ) 歴史、環境学習の場として活用します

野鳥や昆虫などの小動物が生息できる空間を育成するため、一部、粗放的管理について検討します。

エ) ユニバーサルデザインや防犯に配慮した公園整備を推進します

既存公園の改修や新たな公園整備については、高齢者、幼児など様々な利用者を考慮し、誰もが使いやすい公園となるようユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を進めます。

また、防犯上の視点を重視し、見通しを確保する樹木の配置や選定、照明の配置など、安心して利用できる防犯性に配慮した公園整備を推進します。

オ) 防災機能の強化を図ります

避難場所となる大規模な公園については、災害時の救助、救援活動の拠点としての機能が発揮できるよう、必要な施設や機能の整備を進めるとともに、関係機関への協力を要請します。

地域の核となる公園や、ある程度の広さのある身近な公園では、周辺の公共施設や公園などとの連携を図り、各施設の機能分担を考慮しつつ、耐震性の貯水槽、照明等防災機能の強化に向けた整備を図ります。



千塚公園（避難場所）

基本方針	(7) やすらぎのある身近な緑をつくります
施策 11	緑のまちづくりの拠点となる公共施設の緑化

市民が日常的に利用する公共施設については、甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例によって緑化基準が定められ、緑化を重点的に進めてきました。

今後とも緑化のモデルとなり地域の緑づくりを推進する役割を担う場として、緑化の取り組みを推進します。

ア) 公共施設で緑化モデルとなる取り組みを推進します

多くの市民が利用する市役所・支所をはじめ、文化施設や交流施設などについては、緑づくりの見本となるよう拠点として緑の量と質の向上を図ります。

また、公共施設内の緑づくりにおける樹種の選定など地域住民との合意形成を行いながら、敷地内において適切な緑化を推進します。

さらに、国や県が設置・管理している公共施設については、壁面緑化や屋上緑化などの周辺環境や景観に配慮した緑化の取り組みを要請します。



市庁舎の屋上緑化

イ) 学校施設での緑化を推進します

学校林を持つ小・中学校では、学校林での体験学習を実施しています。また、学校及び地区単位で活動する緑の少年隊活動では、緑の募金活動などに取り組んでいます。小・中学校は地域のコミュニティ活動の核であり、地域の緑の拠点として果たす役割は重要であると考えられます。

そこで、緑のカーテンの設置や学校での花の植栽など、市民の交流や環境教育の場となるような花と緑を市民と共に育てます。

また、学校が環境教育、環境学習の拠点となるよう、子供たちが自然の重要性について体験的に学ぶことができるビオトープや体験農園、花壇づくりなど、自然とのふれあいを通じてふるさとを誇りに思う教育を進めます。



ビオトープの整備（頁川小学校）

基本方針	(7) やすらぎのある身近な緑をつくります
施策 12	緑豊かな空間をつくるまちなかの緑化

公園などのまとまった緑地空間の確保が困難な市街地においては、民有地やまちかどの小スペースを有効に活用した緑化が望まれます。

また、緑豊かなまちなか空間を確保するためには、市街地の大部分を占める民有地での緑化が重要であり、民有地での下支えがあつてこそ、真の意味での本市の緑づくりの歴史が育まれると考えられます。

このため、誰もが緑を楽しめる空間として、地域の庭園としてのまちかどの緑化や、個人の庭の一般公開などの普及啓発に努めます。

ア) 個人の庭等の緑化を支援します

郊外の住宅地や集落地では、生け垣や屋敷林、庭の緑化など比較的緑化されている住宅が多くあります。市街地では、スペース確保が難しく全体的に緑が少なくなっているものの、玄関先でのガーデニングなど彩りをもたらす空間もみられます。

緑の少ない市街地や、今後市街地開発事業などが行われる地域については、ゆとりとうるおいある街並み景観を育てていくため、庭木の植栽や生け垣の設置、フラワーポット・鉢植えの設置等通りから目に映る緑化を推進します。

また、郊外の歴史ある集落地などにおける庭先の緑や沿道の生け垣等は、地域独自の景観をもたらしています。これらの住宅地の良好な緑については、緑化協定などの締結を検討し、周辺の自然環境と調和した緑化の誘導に努めます。

さらに、庭木や生け垣の植栽など個人レベルでの緑化を奨励するため、技術的な助言を行う専門家の派遣や生け垣助成制度の充実や花の苗・種の配布等により、緑化の推進を図ります。



市内 住宅地の緑化

イ) 商店街での緑化を支援します

多くの人が集まる商店街では、フラワーポットの設置や、未利用地でのポケットパーク整備など、工夫しながらうるおいのある空間を増やす取り組みを支援します。

事業者などの理解を求め、緑化スペースの確保を図ります。



朝日通り商店街のハナミズキ
とフラワーポット

ウ) 工業地での緑化を支援します

工業地や事業所などについては、事業者の協力を得ながら、道路境界部や敷地内の緑化について、支援・要請します。

また、工場立地法や甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例に基づき、事業所などの緑化に関する指導を行いつつ、緩衝緑地帯や街路樹等事業者との協働による緑化を推進します。



緑豊かな国母工業団地

基本方針	(7) やすらぎのある身近な緑をつくります
施策 13	開発事業における緑化の推進

開発行為や中高層建築物などの大規模な開発事業については、まちの景観に大きな影響を与えることから、緑化やオープンスペースの設置等を適切に誘導し山並みに囲まれた良好な景観維持に努めています。

今後も、これらの開発事業に伴う緑地の保全やオープンスペースの創出が重要になると考えられることから、各種法制度の活用を広く検討しつつ、緑化の推進と緑地の保全を推進します。

ア) 開発事業における緑化を推進します

既存の緑地や樹林地などについては、開発事業者との協議により保全を指導するとともに、道路前面の緑化やオープンスペースの確保、壁面緑化や屋上緑化等を誘導します。

また、開発事業に伴って新たに設置される緑地や「まちの杜」としての公園・オープンスペースについては、その機能や場所などについて事業者と協議のうえ、市民が使いやすく地域性に応じた特色ある空間となるよう努めます。

イ) 地区計画や緑地協定、建築協定等の制度の活用を検討します

開発事業については、緑化における決まりづくりを進めます。手法としては、都市緑地法による地区計画制度を活用した「緑化率条例制度」や「緑地協定」、建築基準法による「建築協定」などの適用を検討します。

4. 「緑で育てる」における推進施策の方針

基本方針	施策(大項目)	重点 施策	施策(小項目)	具体的な施策	現状の取り組み
(8) 緑の知識を育てます	施策14 緑や自然の大切さを実感する取り組みの普及・啓発	●	ア) 水と花と緑のイベントを開催します	* 花や緑に触れ合える各種イベントの開催	* 各種記念樹の配布 * 緑化教室の開催 * やまなしどんぐりクラブ(山梨県) * 緑化ポスターコンクール実施
				* 緑の名所の募集	
				* 自然や歴史に親しむウォークラリーや体験イベントの開催	* フットパスコースの検討(観光協会) * 観光モデルルート(甲府遊歩)の検討
				* 各種コンクールの実施 * 表彰制度の充実	* 緑化ポスターコンクール
		●	イ) 緑や自然に関する啓発や情報発信を充実します	* 啓発事業の推進(花苗・記念樹の配布、緑の相談室、緑化まつり、植樹祭)	* 各種記念樹の配布 * 緑化教室の開催 * 緑の相談室、緑化まつり、植樹祭
				* 緑のガイドブックの作成	
				* 緑づくりのホームページ開設	
				* 市民投稿による風景ブログの開設 * 緑の機関紙、パンフレットの発行 * 緑化基金制度の紹介	
		●	ウ) 緑に関する調査を充実します	* 緑や自然に関する調査	
				* 研究機関との連携 * 緑や環境のモニタリング調査の充実 * 広報こうふや市ホームページでの情報提供	
(9) 市民参加の仕組みを育てます	施策15 市民団体等の組織や人材の育成	●	ア) 緑の保全や緑化推進に関わる人材育成と活用を推進します	* 緑づくり技術講習会の実施	* 緑の相談室
				* 緑の専門家、アドバイザー派遣	* 緑のアドバイザー制度(山梨県)
				* 緑の人材バンクの登録制度 * 緑づくりのボランティアやリーダーの育成	
	●	イ) こうふ緑のサポーター制度を構築します	* 緑を育てる人材登録制度 * 登録者への情報提供		
			ウ) 市民参加の仕組みを工夫します	* 手づくり公園の推進 * 維持管理ボランティアによる公園や公共施設、山林での取り組み促進	
施策16 緑の保全や緑化の推進を目的とした緑化基金の充実	●	ア) 基金の積み立てや運用に努めます	* 緑化基金制度の見直し * 新たな緑化基金制度の創出	* 緑化基金の積立	
			イ) 基金による事業を拡大します	* 緑化基金による緑化事業の拡大	
(10) 市民の自主的な活動を支える仕組みを育てます	施策17 市民、団体、事業者の取り組みの支援体制づくり	●	ア) 市民、団体、事業者の取り組みを支援します	* 記念樹、苗木、花の苗の配布	* 記念樹、苗木、花の苗の配布
				* ボランティアによる苗の育成活動	
				* 屋上緑化、壁面緑化、道具の貸し出し等に対する助成制度の創出 * 法律や条例に基づいた税制優遇制度の普及と活用	
		イ) 緑の基本計画を支える 条例等を充実します	* 緑の条例の見直し、拡充	* 甲府市緑化の推進及び樹木の保全に関する条例	
●	ウ) 緑化基準やガイドラインを見直します	* 中心市街地における緑化基準の強化、充実(緑化地域の検討) * 事業所緑化基準の強化、充実			

網掛けは重点施策

基本目標

緑で育てる

基本方針	(8) 緑の知識を育てます
施策 14	緑や自然の大切さを実感する取り組みの普及・啓発

緑のまちづくりを推進していくうえで、市民や事業者の方が緑に対する理解を深め、緑への感心を高めていくことが重要です。

このため、緑に関するイベントや情報提供の充実を図り、誰もが気軽に参加できるイベントの開催などを通じて、緑の重要性や自然保護意識の普及・啓発に努め、継続して自らのまちは自らの手でつくるという意識の高揚を図ります。

ア) 水と花と緑のイベントを開催します

市民の緑に対する意識を高める手法として、「楽しむことが継続につながる」「今できる小さな取り組みを大切に」するためには、楽しみながら取り組める効果的な啓発活動を充実することが重要であると考えられます。

そこで、緑や自然について考えるきっかけづくりとして、現在行われている緑に関するイベントを充実するとともに、市民自らが主体となるイベントの支援や講習会の開催を推進します。

また、緑への関心を高めるため、各種の緑に関するコンクールの開催や、緑化の推進に貢献した市民・団体・事業者を表彰する制度を充実します。



緑化まつり

【主な取り組み】

- 花や緑にふれあえる各種イベントの開催（緑化まつり、苗木・花苗の配付、園芸講習会や自然観察会）
- 緑の名所の募集（市民に親しまれている緑や隠れた緑のスポット等優れた緑の名所の公募、地域にうるおいを与える屋敷林・庭園の公募、資源マップの作成）
- 自然や歴史に親しむウォークラリーや体験イベントの開催（フットパスによるまち歩きの実施、農作業の体験イベント、森林での下草刈りや植樹イベント等）
- 各種コンクールの実施（庭先花づくりコンクール、風景写真コンテスト、緑化アイデアコンクール、花づくりコンクール）
- 表彰制度の充実（緑化の推進に貢献した市民・団体・企業の表彰、紹介）



バラ展と花の寄せ植えコンテスト

イ) 緑や自然に関する啓発や情報発信を充実します

「緑に興味を持ってもらう」「緑の重要性を理解する」や「花や緑づくりに興味のある多くの市民の知恵を活用する」ためには、様々な個人や団体が関わっている緑地の保全や植栽による緑化、公園・緑地の清掃など維持管理の取り組みや活動を多くの市民に知ってもらうことが重要です。

緑や自然に対する理解を深め、多くの人に緑化や花づくりに興味を持ってもらうために、緑に関する啓発や情報発信を充実します。

【主な取り組み】

- 既存の啓発事業等の推進や充実（花苗の配布、記念樹の配布、緑の相談室、緑化まつり、植樹祭）
- 緑のガイドブックの作成（緑化の手引き、市民活動や団体の紹介、市の相談窓口の案内、緑の専門家の紹介、緑の資源マップの作成と紹介、ポケットパークや身近な公園等の紹介、甲府市の木、花の由来の紹介 等）
- インターネットによる甲府の緑づくりの専用ホームページの開設
- 市民投稿による水と花と緑の風景ブログの開設
- 緑の機関紙やパンフレットの発行
- 緑化基金制度の紹介（制度内容や運用の仕組み、実績等の情報提供）



イベントでの花苗の配布

ウ) 緑に関する調査を充実します

緑を守り・つくり・育てていくためには、本市の自然環境や緑、または緑に関わる生物などの現状を把握することが重要です。

市内には、多くの水辺や花・緑などの資源がありますが、調査・公表されているもの以外にも多くの資源があると考えられます。

緑や環境に対する関心を高めるため、緑に関する経年的な量や質の調査、動植物の生息環境などの調査、市民からの情報収集活動・調査を充実し、本市に適した葉花や樹種の研究等を進め、これらを公表します。

【主な取り組み】

- 緑や自然に関する調査の充実（量や質の経年変化、植生、動植物の分布状況）
- 大学等の研究機関との連携
- 緑や環境のモニタリング調査の実施（市民モニター制度、市民参加による生物調査の実施、学校教育との連携による調査の充実）
- 環境教育との連携による環境と緑に関わるデータの収集
- 広報や市ホームページ、緑と環境の専用ブログによる調査の公表

基本方針	(9) 市民参加の仕組みを育てます
施策 15	市民団体等の組織や人材の育成

本市では、公園などにおいて市民団体や地域が主体となり公園の清掃や維持管理が行われるとともに、各地区では自治会が中心となり道路や河川等の美化活動が行われています。美しい緑を育てていくためには、これまで以上に事業者などの協力が必要となります。

このことから、市民や市民団体に対する活動を踏まえて、緑化推進を担う組織を育成するとともに、行政による支援を行います。

ア) 緑の保全や緑化推進に関わる人材育成と活用を推進します

「子供たちが興味を持って取り組める」「自治会や学校を中心とした活動により地域を愛する心を育てる」ためには、自然や花・緑に関する知識を深め技術を培うことが重要です。

そこで、花や動植物、農業、園芸、ガーデニングに詳しい人材の育成や活用により、緑のまちづくりを進めるリーダーやボランティアの育成を図ります。



荒川で水辺にふれあう児童たち

【主な取り組み】

- 緑づくり技術講習会の実施（花づくり講習会、剪定技術講習会、ガーデニング教室等）
- 緑の専門家、アドバイザー派遣（森林インストラクター、樹木医等との連携）
- 緑の人材バンクの登録制度（専門的な知識のある市民の登録、技術講習会等の研修を修めた市民が活動できる場や機会づくり）
- 緑づくりのリーダーやボランティアの育成（既存の活動団体からのリーダー登用、緑を育成する人材公募）

イ) こうふ緑のサポーター制度を構築します

「好きな人が進んで花や緑に関わることのできる環境づくりを進める」ためには、気軽に緑づくりに参加できる体制づくりが重要です。

緑に関わる活動を分りやすく整理するとともに、市民が好きな時間や興味ある内容に応じて、緑の保全や緑化、清掃や美化活動に柔軟に参加できる仕組みとして、「こうふ緑のサポーター制度」の構築を検討します。

緑のサポーターとして登録した方に対して、緑の活動に関する情報を随時提供し、参加しやすい環境づくりを行います。



荒川での美化活動

【主な取り組み】

- 緑を育てる人材登録制度
- 登録者への情報提供

基本方針	(9) 市民参加の仕組みを育てます
施策 16	緑の保全や緑化の推進を目的とした緑化基金の充実

本市では、緑織りなすゆとりあるまちづくりを推進するため、甲府市みどり豊かなまちづくり基金条例が制定され、基金の管理・運用を行っています。

民有地の樹木・樹林地の保全活動のため、基金の拡大と計画的な運用が望まれます。

そこで、緑の保全や緑化の推進の必要性をアピールし、市民だけでなく本市を応援する個人や企業、事業者の寄附による基金の充実を図ります。

ア) 基金の積み立てや運用に努めます

「行政に頼るだけでなく市民や企業参加の仕組みの中で資金調達を進める」ためには、基金制度を見直すことが重要です。

今後も、基金の充実を図るため積立てを継続的に進めながら、地区の出資金をはじめ、市民や本市に興味のある方、事業者が気軽に寄附できるよう基金制度の見直しを検討します。

【主な取り組み】

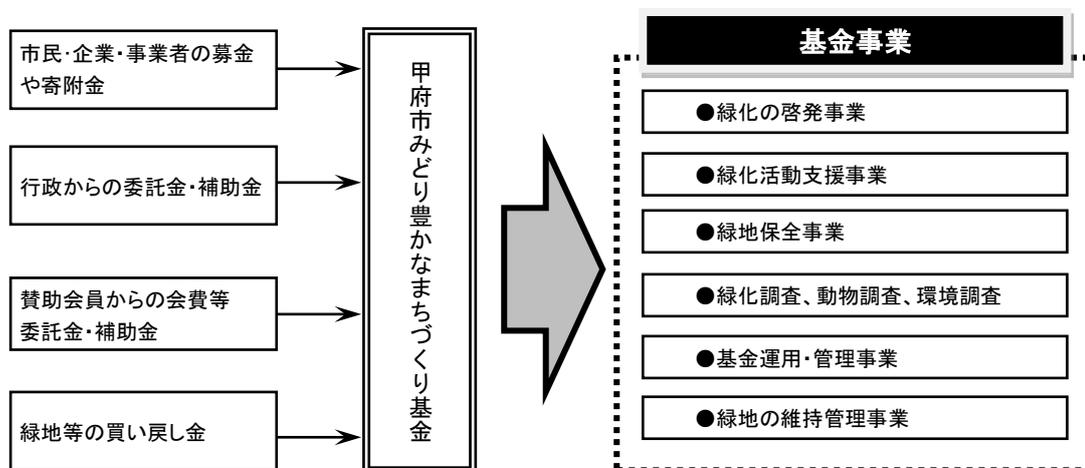
- 緑化基金制度の見直し
- 新たな緑化基金制度の創出

イ) 基金による事業を拡大します

緑化事業や緑づくりの取り組みへの助成を推進するため、緑化基金による緑化事業の拡大を検討します。

【主な取り組み】

- 緑化基金による緑化事業の拡大



【緑づくりに関わる緑化基金と緑化事業の体系図】

基本方針	(10) 市民の自主的な活動を支える仕組みを育てます
施策 17	市民、団体、事業者の取り組みの支援体制づくり

市民や団体、事業者の自主的な取り組みを継続して推進するためには、経済的や技術的な支援を行い、楽しみながら活動できる環境を整えていくことが求められます。

このための、総合的な支援体制づくりを推進します。

ア) 市民、団体、事業者の取り組みを支援します

緑づくりの取り組みを支えるため、現在実施している支援体制の向上や充実に努めます。

【主な取り組み】

- 記念樹、苗木、花苗の配布
- 技術的な支援の充実
- 助成制度等の充実
- 法律や条例に基づいた税制優遇制度の普及と活用

イ) 緑の基本計画を支える条例等を充実します

本計画の基本理念を実現するためには、市民、事業者、行政の協働による取り組みを円滑に進めていくことが重要です。

そのため、市民や事業者の活動への支援体制や緑化に対する助成など、基本となる事項を定めた緑のまちづくり条例を検討するとともに、甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例等の水や花・緑に係る制度の見直しと充実に努めます。

【主な取り組み】

- 緑に関する条例の見直しの検討（甲府市都市公園条例）
- 緑に関する条例の拡充の検討（甲府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例）

ウ) 緑化基準やガイドラインを見直します

民間の開発や民有地、事業所における緑を確保していくための指針となる緑化基準やガイドラインを見直します。

【主な取り組み】

- 中心市街地における緑化基準の強化、充実（緑化地域の検討）
- 事業所緑化基準の強化、充実